

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成26年12月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(京都市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号を削る。

第7条第3項中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第8条、第12条及び第18条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部改正)

第2条 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考4(4)イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同備考4(4)ウ中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

別表第3備考10中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(京都市昼間里親規則の一部改正)

第3条 京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

別表備考4(4)イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同備考4(4)ウ中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

(京都市小規模保育規則の一部改正)

第4条 京都市小規模保育規則の一部を次のように改正する。

別表備考4(4)イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同備考4(4)ウ中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)